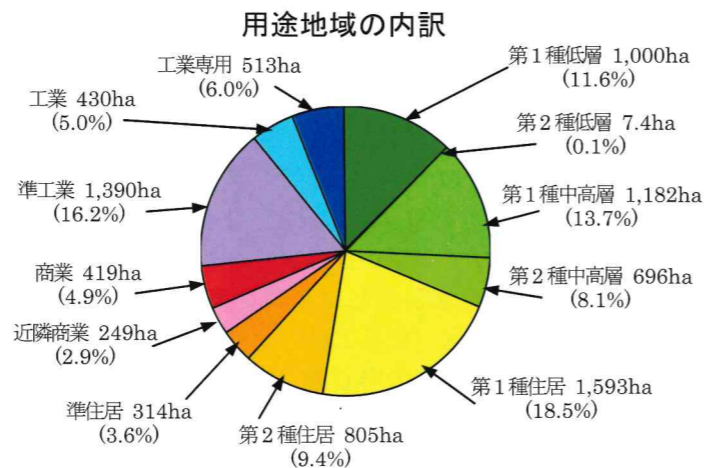


◆ 地域地区

地域地区の指定状況

種別	面積 (ha)	備考
用途地域	※ 8,598	右グラフ参照
特別用途地区	1,434.8	4種類
高度地区	5,659	10種類
高度利用地区	14.1	11地区
防火地区	90	
準防火地区	1,126	
風致地区	1,950	7地区
駐車場整備地区	673	金沢都心部地区
臨港地区	399	1地区
特別緑地保全地区	8.5	3地区
生産緑地地区	0.1	1地区
伝統的建造物群保存地区	46.5	4地区

(平成25年10月1日現在)



※：地図情報システム導入による面積修正をしたため、市街化区域面積と差が生じています

◆ 用途地域による建築物の制限

用途地域内の建築物の用途制限 〇 建てられる用途 ● 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり	第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種中高層住居専用	第二種中高層住居専用	第一種住居	第二種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者のサービス兼用店のみ。
店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	④	③2階以下
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗、飲食店を除く
店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
遊戯施設 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲客席200未満(客席10,000㎡超場合)
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	量が非常に少ない施設 量が少ない施設 量がやや多い施設 量が多い施設
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下

●は、金沢市特別用途地区(大規模集客施設制限地区)による制限(大規模集客施設10,000㎡超は立地不可)



2015年春・北陸新幹線開業

金沢の都市計画

2013 KANAZAWA'S CITY PLANNING



金沢市

◆ 市 勢

金沢市は、石川県の県都であり、日本海側の政治、経済、文化の中心都市です。市内には、犀川・浅野川の2本の川が流れ、日本海、白山に連なる山々、河岸段丘など豊かな自然にも恵まれています。

前田家により城下町として都市の礎が築かれ、400年余りの永きにわたり戦災、震災などを受けることがなかったため、古い家並みをはじめとする当時の面影が随所に残っています。さらに、藩政時代から培われた芸能や工芸をはじめとする高度な伝統文化が受け継がれており、金沢を歴史ある文化都市として演出しています。

明治4年の廃藩後、金沢町と称し明治22年に市制を施行しました。その後、数次にわたる隣接町村との合併を経て、市域を拡大し、平成8年には中核市の指定を受けました。

世界の中で独得の輝きを放つ都市づくり、住む人一人ひとりの幸せをめざす都市づくりを目標とした「金沢世界都市構想」を掲げ、金沢駅周辺地区の整備、金沢駅西副都心の整備、中心市街地の再整備、都市の骨格を形成する環状道路の整備など、保全と開発の調和を図りながら都市機能を充実させてきました。その一方で、多くのまちづくり関連条例を制定し、金沢市の個性を維持発展させる独自のシステムを構築・運用するとともに、まちづくり協定をはじめとした市民との協働によるまちづくりを推進しています。

さらに、平成25年には、『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を策定し、これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、個性を大切に、魅力を磨き高めることで、人・モノ・情報を引きつけ、同時に発信していくことによって成長、発展していく「交流拠点都市」をめざす今後10年間を見据えた新たな方向性を示し、さらなる飛躍を図っています。

金沢市の人口とその推移

国勢調査(平成22年10月1日現在)

総人口 **462,361** 人

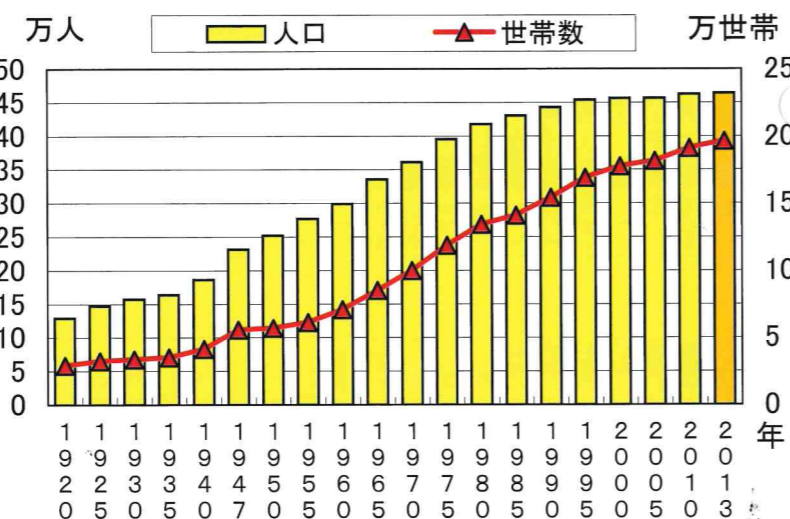
世帯数 **191,256** 世帯

金沢市推計人口*(平成25年10月1日時点)

総人口 **463,762** 人

世帯数 **196,362** 世帯

*:H22国勢調査にその後の人口増減を累積した数値
(金沢市都市政策局調査統計室算出)

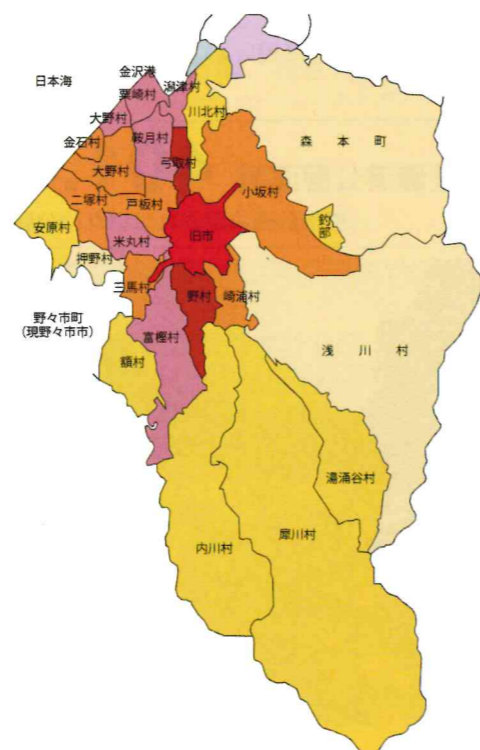


市域面積とその推移

市域面積

総面積 **468.22** km²

- 大正13年～14年編入
石川郡野村、弓取村
- 昭和10年編入
石川郡富樫村、湯津村
米丸村、鞍月村
栗崎村、大野町
- 昭和11年～18年編入
石川郡崎浦村、三馬村
河北郡小坂村
石川郡戸板村、金石町
大野村、二塚村
- 昭和22年～29年編入
河北郡三谷村、釣部、川北村
石川郡安原村、額村
内川村、犀川村
湯涌谷村
- 昭和31年～37年編入
石川郡押野村
河北郡浅川村、森本町
- 昭和53年～55年埋立
境界変更
河北潟干拓地、残存水面
大野町新町、栗崎浜町
石川郡野々市町

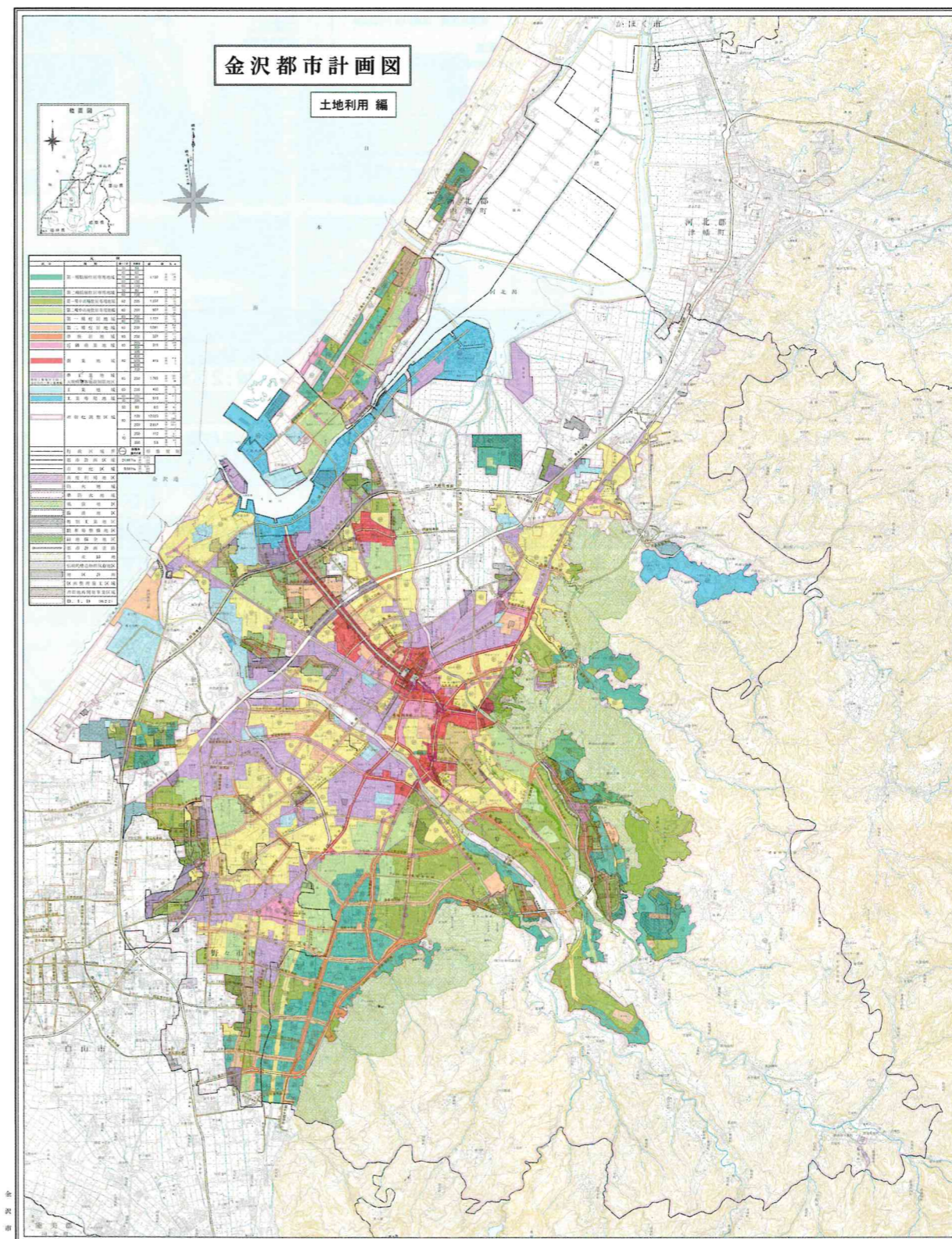


◆ 土地利用

金沢都市計画区域は、広域的な整合性を図るために、隣接する野々市市、内灘町を含む2市1町で構成されています。この都市計画区域は、計画的に市街化を図る「市街化区域」と基本的に市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分(線引き)されており、無秩序な市街化を防止するとともに、農林漁業と調和のとれた土地利用の実現を目指しています。市街化区域には、12種類の用途地域が指定されており、これにより居住・商業・業務機能の適正な配置を進め、円滑な都市活動の確保や良好な住環境を形成することを目指しています。

(ha): 野々市市、内灘町含む

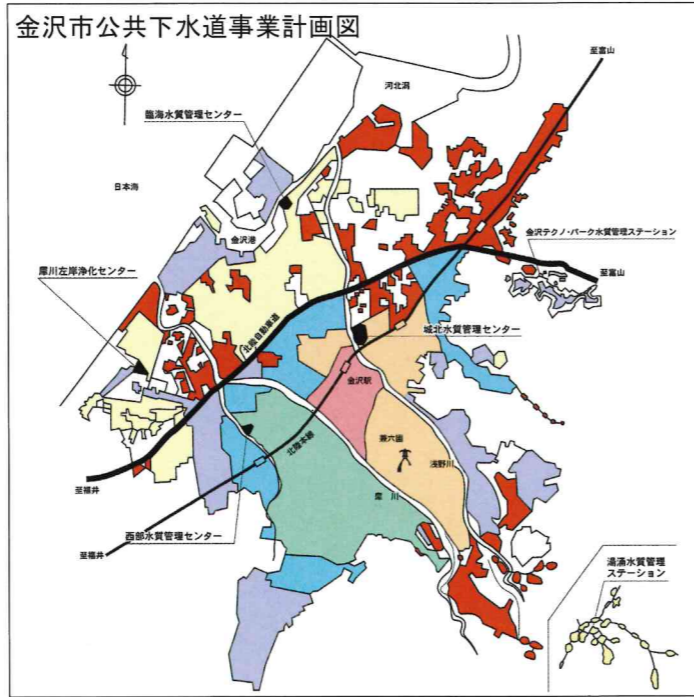
金沢都市計画区域	22,325 ha	市街化区域	8,598 ha (9,981 ha)
	(24,987 ha)	市街化調整区域	13,727 ha (15,006 ha)



◆ 下水道

金沢市では、昭和37年から公共下水道事業を積極的に展開してきました。近年では、山間地の集落などへの下水道整備も進めており、清潔で快適な住環境の確保を目指していきます。

整備済面積（公共下水道） **8,225** ha
 下水道普及率（人口普及率）… **97.4** %
 水洗化率 …… **93.3** %



◆ 都市高速鉄道	1 区間	延長 5.39 km (整備済 3.13 km)	J R 北陸本線
◆ 駐 車 場	自動車駐車場	3 箇所	合計 計画: 1,400 台、供用: 1,293 台
	自転車駐車場	4 箇所	合計 計画: 2,954 台、供用: 2,848 台
◆ 自動車ターミナル	1 箇所	面積: 6.9 ha	バース数: 105

◆ その他施設

◆ ごみ焼却汚物処理場	1 箇所	面積: 2.06 ha	ごみ: 175 t/日×2、し尿: 195 kl/日
◆ ごみ焼却場	1 箇所	面積: 2.7 ha	ごみ: 250 t/日
◆ ごみ処理場	3 箇所	合計面積: 3.88 ha	ごみ: 12 t/日(2箇所)、 102 t/日
◆ 学 校	1 箇所	面積: 1.5 ha	
◆ 市 場	2 箇所	合計面積: 9.5 ha	生鮮市場、花き市場 各 1 箇所
◆ と 畜 場	1 箇所	面積: 5.4 ha	
◆ 火 葬 場	1 箇所	面積: 0.7 ha	

◆ 市街地開発事業

◆ 土地区画整理事業

金沢市では、人口増加にともなう市街地拡大需要に対応するため、土地区画整理事業を積極的に採り入れてきました。この結果、現在の市街化区域の約45%において土地区画整理事業による都市基盤整備が行われたこととなります。

今後、土地区画整理事業は、金沢駅東広場の整備を行った金沢駅北地区のように、既成市街地における再整備手法としても期待されています。

整備済(中)面積: **3,918** ha

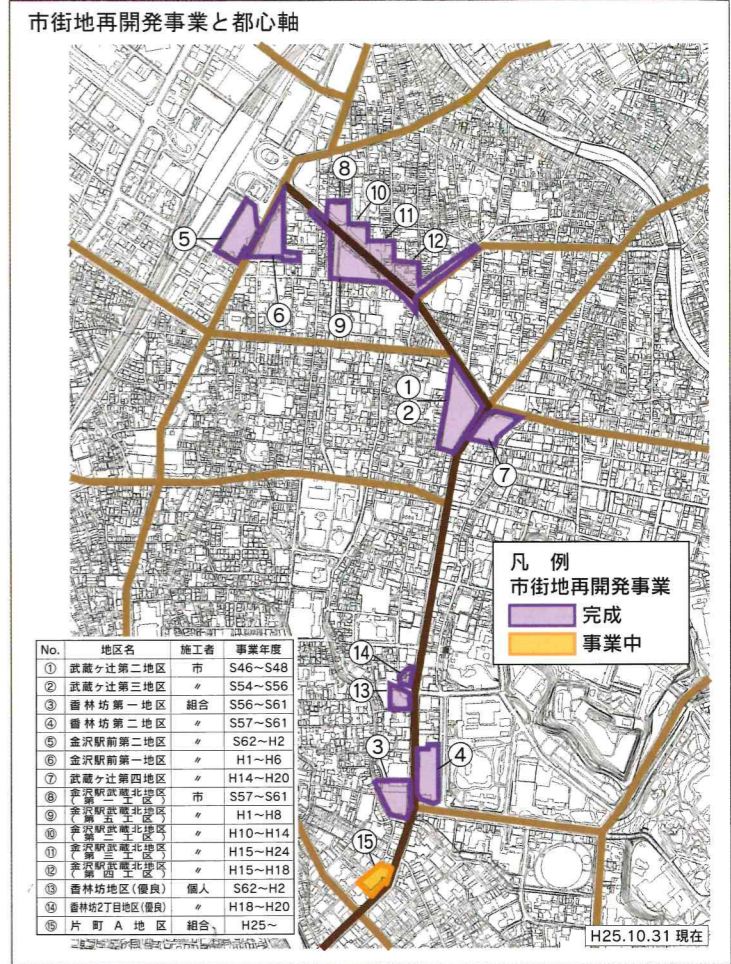
土地区画整理事業年度別施行状況

認可年度	施行地区数			施行面積 (ha)
	公共	組合	個人 (共同)	
S29～S40	—	28	27	560.8
S41～S50	1	42	30	1,537.3
S51～S60	1	20	8	754.2
S61～H 7	4	18	4	584.0
H8～H17	1	12	5	387.8
H18～H24	—	3	2	94.3
合 計	7	123	6	3,918.4

◆ 再開発事業と都心軸整備

「保全と開発の調和」というテーマのもと、金沢駅～武蔵～香林坊～片町(約2.5km)の都心軸沿いは、金沢市の近代的都市機能を担うエリアと位置付けられています。金沢市では、このエリアの整備手法として市街地再開発事業を導入しており、これまで、14地区で事業を終え、現在も1地区で事業が進められています。

中心市街地活性化を目指した都心軸整備の一環として、金沢駅武蔵北地区(全5工区)や近江町いちば館が完成するとともに、片町の中心部(片町A地区)で再開発事業に着手するなど、多くの人が集う新たな拠点となるこれらの施設を核に積極的なまちづくりを展開していきます。



◆ 景観政策と条例を用いたまちづくり

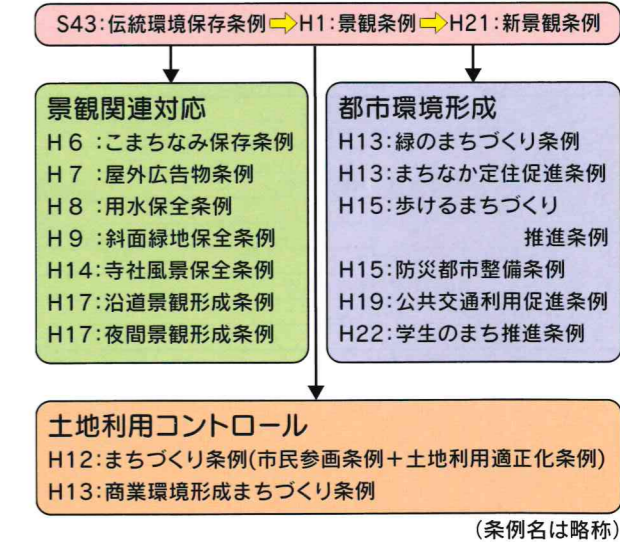
金沢市は、都市の個性の源となる自然環境と歴史的環境の保存を目的として、昭和43年に伝統環境保存条例を策定しました。この条例は、平成元年に「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(景観条例)」に発展・継承され、その中で、金沢市最大の都市計画的課題である「保全と開発の調和」への対応方針を提示しています。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化などから、良好な景観を守り高めていく上で、様々な課題や問題が全国的に生じてきたため、国において平成16年に「景観法」が制定され、本市においては、平成21年3月に景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し、新たな景観まちづくりに取り組んでいます。

今後、市民ニーズをくみ取り、きめの細かい対応を進めるために、市民と協働によるまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。



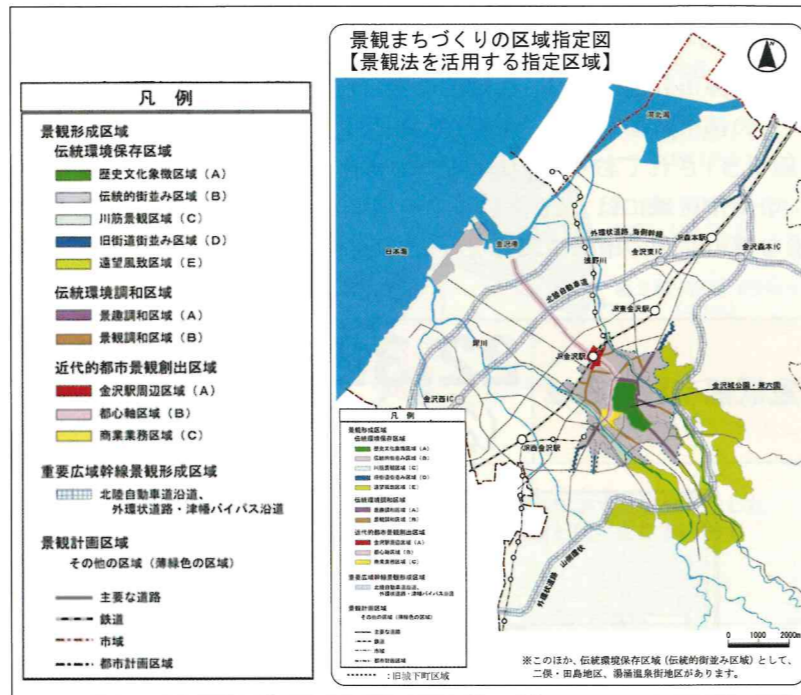
特色あるまちづくり関連条例



◆ 都市景観

景観条例では、市内全域を景観計画区域に指定し、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」に指定し、都心部およびその周辺における保全と開発の方向性をゾーニングにより明確に提示しています。そして、この区域をさらに細分化し景観形成基準を設定しています。さらに、平成17年4月、平成21年4月には高度地区の指定を行い、地区計画などによる従来からの指定をあわせると市街化区域の概ね全域で建物高さのコントロールが行われています。

金沢市では、これら建物を中心とした景観形成ばかりでなく、市民生活に根ざした様々な要素を景観環境として重視し、都市個性の確立と都市的生活環境向上を目的に、その維持保全に努めてきました。その際にも独自条例が用いられており、金沢固有のまちづくりシステムとなっています。



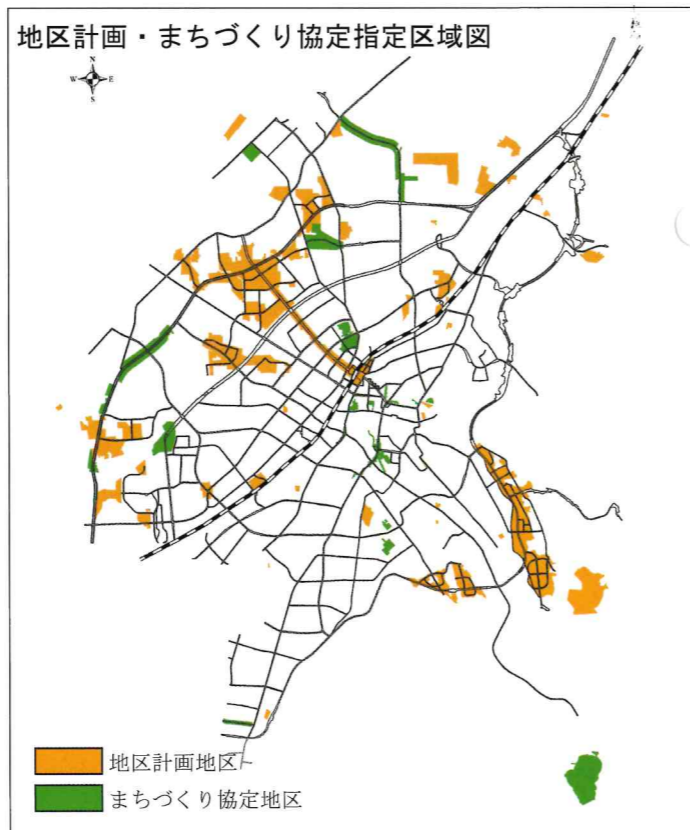
景観関連条例の概要

条例名	目的および概要
景観条例	伝統環境保存区域: 5区域 (2,303.7ha)、伝統環境調和区域: 2区域 (74.3ha)、近代的都市景観創出区域: 3区域 (160.9ha)、重要広域幹線景観形成区域: 2区域 (約2,225ha)
こまちなみ保存条例	日常生活の中で金沢らしいまちなみを守り育てる 9区域 計27.4ha
屋外広告物条例	景観形成の重要な要素となる広告物のルールを定める 禁止地域: 第1~6種、許可地域: 禁止地域以外
用水保全条例	歴史的遺産である用水を保全し、水と親しむまちづくりを進める 21用水 計約63km
斜面緑地保全条例	金沢市の背景となる緑を守る 6区域 計約842ha
寺社風景保全条例	古くから市民に親しまれ歴史的遺産でもある寺社を中心とした風景を守る 2区域 計約155.4ha
沿道景観形成条例	周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる沿道景観を保全・創出する

◆ 地区計画・まちづくり協定

まちづくりは、個々の事情を活かした取り組みであり、その実現手法として地区計画やまちづくり協定があります。いずれも地区の住民が中心となって作りあげるルールであり、自らのまちを自らが守り発展させていくためのルールといえます。

地区計画は法律に位置付けられ、強制力などに長じていますが、ルールとして決めてよい内容が設定されているなど、柔軟性に欠ける問題があります。そこで金沢市では、これらの欠点を補うため、市長と地区の住民が協定を締結する「まちづくり協定方式」を設けています。この協定には、皆様が相談し合意した内容を位置付けることができ、これまでも「美化に努める」、「金沢ゆかりの物品販売に努める」等々、日々の生活に身近なまちづくりの内容がルールとして明文化されています。



※図の範囲外に2地区（涌波地区、湯涌板ヶ谷地区）

地区計画: **68**地区 (1022 ha)
 まちづくり協定: **29**地区 (379.3 ha)
 (平成25年10月31日現在)

◆ 都市施設

◆ 道路

金沢市における道路網の骨格は、内・中・外の3つの環状線とそれらを連絡する放射幹線により形成されています。

外環状線については、山側環状が平成18年度に一部2車線で開通し、海側幹線についても、平成24年度に未整備区間の福久~大河端間の事業に着手するとともに、未供用区間であった大河端~大友間が2車線で暫定供用するなど、積極的な整備を進めています。また、その他の計画道路についても、整備効果などをもとに優先順位を設定し順次整備を進めるとともに、長期未着手路線の見直しを行うなど、効果的かつ効率的な道路整備を目指しています。

この他、交通渋滞対策として、TDMをはじめとするソフト施策を併用して円滑な交通流の確保に努めています。

都市計画道路の整備状況

区分	計画	施行済	進捗率	概成済
自動車専用道	12,750m	-	-	-
幹線道路	279,097m	235,311m	84.3%	20,430m
区画道路	5,330m	3,670m	68.9%	-
特殊道路	5,660m	5,510m	97.3%	-
合計	302,837m	244,491m	80.7%	20,430m

環状道路の整備状況（野々市市、白山市含む）

区分	計画	施行済	進捗率	概成済
内環状線	13,200m	12,110m	91.7%	1,090m
中環状線	19,425m	19,425m	100%	-
外環状線	44,920m	29,330m	65.3%	3,320m
合計	77,545m	60,865m	78.5%	4,410m

◆ 公園等公共空地

金沢市には、白山山系から連なる山々や台地の斜面緑地などの豊富な緑と多様な自然があり、快適な都市生活を送る上で、大切な役割を果たしています。そして、この自然との調和を図りつつ、さらに良好な都市環境を創り出すことを目的に、都市公園や緑地の積極的な整備を進めています。

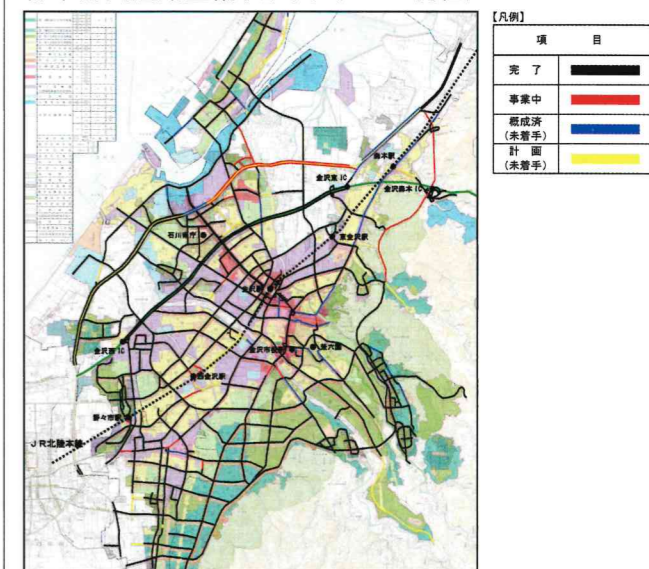
また、緑に親しみ、緑を育てる心を大切に、提案型の公園整備手法を用いるなど、市民との協働による緑の創出・保全・育成に努めています。

整備済公園面積 **401.4** ha
 (都市計画決定されていない公園は除く)

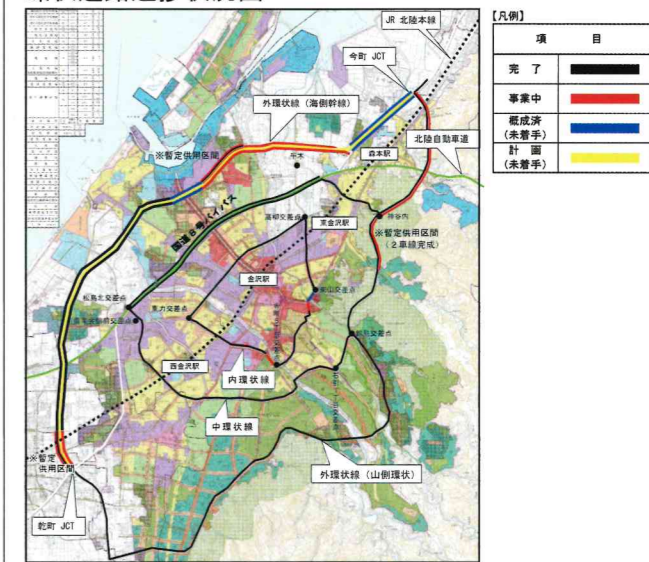


卯辰山花菖蒲園

都市計画道路整備状況図 (H25.3現在)



環状道路進捗状況図



整備済延長 **244.4** km (整備率: 80.7%)

公園等公共空地の現況

種類	種別	計画		供用		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	237	57.8	237	57.8
		近隣公園	13	17.6	13	17.6
		地区公園	2	6.7	2	6.3
	小計	252	82.1	252	81.7	
	都市基幹公園	総合公園	5	242.9	5	180.7
運動公園		3	94.8	3	72.6	
小計	8	337.7	8	253.3		
計		260	419.8	260	335.0	
公団・特殊	風致公園	1	7.9	1	7.9	
	歴史公園	1	11.1	1	11.4	
公大規模	広域公園	1	50.4	1	47.1	
	計	3	69.4	3	66.4	
公園計		263	489.2	263	401.4	
緑地		14	260.6	14	47.7	
広場		5	0.6	4	0.3	
墓園		2	46.4	2	30.7	
合計		284	796.8	283	480.1	